



やまなし

小売業・生活関連サービス業等のみなさまへ

感染予防対策強化を支援します。

【対象事業者】

山梨県内において、消費者との間で日常的に決済を行う中小規模事業者

主な業種：「持ち帰り・配達飲食サービス業」「小売業」「道路旅客運送業」

「教育、学習支援業」「生活関連サービス業」

上記の他にも、県内において消費者との間で日常的に決済を行う事業者は対象となります。(対象か迷う場合は事務局へご相談ください。)ただし、①「やまなしグリーン・ゾーン認証」対象業種に該当する店舗・施設、②すでに「生活関連施設等感染予防対策強化事業支援金」を受給している店舗・施設は支援対象外となります。

【支援額】

上限 30万円 1店舗・施設あたり、
対象経費の**全額**(下限5万円)

支援対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とします。

【支援対象事業】

感染予防対策に必要な機器等の購入

令和4年1月23日以降、令和4年7月31日までに購入・設置に対する支払いが完了したものと。

クレジットカード払いの場合は申請時に完済された事が確認できる書類が必要です。

備品 キャッシュレス決済・発熱確認・滅菌・手洗い・換気・接触防止等

消耗品 滅菌・手洗い・接触防止等

※その他、生活関連施設等感染予防対策機器購入に資するもので知事が認めるもの。
(随時追加しますので、対象か迷う場合は事務局へご相談ください。)

対象にならないもの

消耗品のみ購入及び役務の提供、リース、保守費用等は支援対象外です。

工事を要する場合の工事費用は対象外です。

詳細な条件は「生活関連施設等感染予防対策強化事業(第2弾)申請要領」をご確認ください。

【申請期限】令和4年7月31日(日)

【お問い合わせ・提出先】**3月25日 受付開始**



オンライン申請アドレス ▶ https://va.apollon.nta.co.jp/seikatsu_kanren2

〈メール及び郵送〉

事務局のホームページから申請書をダウンロードし、
添付書類とともにメールまたは郵送で提出してください。(メールの場合は添付書類をPDF化)

事務局ホームページ ▶ https://yamanashigz-sien.com/seikatsu_kanren02

提出先アドレス ▶ yamanashisk2@gmail.com ※送付間違いに十分ご注意ください。

事務局 ▶ 〒400-0031 甲府市丸の内2-16-4 4F

生活関連施設等感染予防対策強化事業 事務局 Tel.055-242-7020

事務局受付時間：平日10:00～17:00

●この情報は令和4年3月23日時点のものです。

支援金・助成金を装った**詐欺**にご注意ください

支援金支給にあたってATM操作、手数料振込、暗証番号聞き取り等を求めることはありません。自宅や職場に不審な電話・メール等があった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。

生活関連施設等感染予防対策強化事業に関する手続き

【支援対象者・支援額】

県内において、消費者との間で日常的に決済を行う中規模以下の事業者

上限 30万円

1店舗・施設あたり、対象経費の全額(申請下限 5万円)

※消耗品のみ申請はできません ※対象経費は税抜き金額です

◆申請に必要な書類は次のとおりです。

・オンライン申請 (https://va.apollon.nta.co.jp/seikatsu_kanren2/)

・メール又は郵送(様式は事務局ホームページからダウンロードできます https://yamanashigz-sien.com/seikatsu_kanren02)

(1) 支援金交付申請書・添付書類チェック及び誓約事項(様式1)

(2) 添付書類①・領収書やレシートの写し(原本は手元に残してください)

※クレジットカード払いの場合は申請時に引き落としにより完済された事が確認できる書類(利用明細書の写し、口座からの引き落としが確認できる通帳の写し)が必要です。

(3) 添付書類②・支援対象の機器等(消耗品除く)の店舗・施設内での利用状況がわかる写真(カラーに限る)

(4) 添付書類③・各種営業許可証、履歴事項全部証明書、個人事業の開業・廃業等届出書等、対象事業を営んでいることがわかる書類(直近の確定申告書)の写し等

(5) 添付書類④・振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し(通帳1頁目の見開き部分)

受付期間：令和4年3月25日(金)～令和4年7月31日(日)(当日消印有効) 受付メールアドレス：yamanashisk2@gmail.com

予算額に達したら受付終了となります。申請は1回限りとなります。

◆主な対象事業者

山梨県内において、消費者との間で日常的に決済を行う中規模以下の事業者

	対象区分	中規模(従業員)
飲食サービス業	持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下
	各種商品小売業	50人以下
小売業	繊維・衣服・身の回り品小売業	50人以下
	飲食料点小売業	50人以下
	機械器具小売業	50人以下
	その他の小売業	50人以下

	対象区分	中規模(従業員)
運輸業	道路旅客運送業	300人以下
	社会教育・図書館・博物館等	100人以下
教育、学習支援業(学校教育を除く)	学習塾	100人以下
	教養・技能教授業	100人以下
生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業	100人以下
	その他の生活関連サービス業	100人以下

・本事業における中規模以下の事業者とは、中小企業基本法に規定される中小企業者の定義を準用し、店舗・施設ごとに、消費者と接触がある部門に常駐する従業員の数が、上記の分類に応じた人数とします。

・常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指し、パートやアルバイトも含まれます。ただし、会社役員、個人事業主(同居の親族従業員含む)、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試しの使用期間中の者、正社員の勤務時間の概ね3/4未満の勤務時間の者は除きます。

◆主な対象備品及び消耗品

用途	品名
キャッシュレス決済	キャッシュレス決済端末(ソフトウェア含む)、決済端末と接続して利用する汎用端末(PC、スマートフォン、タブレット端末、バーコードリーダー等)、据付・配線等
発熱確認	熱感知カメラ(サーモグラフィ)、非接触型体温計、発熱時の入場制限などを呼びかける看板
滅菌	衣服等滅菌装置、紫外線滅菌機器、スリッパ消毒装置、トンゴ等自動消毒装置、抗菌抗ウイルス対応品
手洗い	除菌電解水給水器、ペーパータオルホルダー
換気	HEPA フィルタ付き空気清浄機、空気循環サーキュレーター(扇風機)、網戸、換気扇、二酸化炭素濃度測定器
接触防止	順番待ちお知らせシステム、混雑回避のためのオンライン予約システム、呼び出しベル、非接触注文アプリ、アクリルパーティション・アクリル板(※アクリル製でなくても飛沫を防止できるのであれば対象)、人感センサー付き照明器具、蓋付き便器(温水洗浄付き、自動洗浄付きの者を含む。ただし、蓋を閉じて洗浄すること、簡易センサー型自動水栓、自動カーテン開閉装置、ビニールシート(送迎車などの仕切り)、透明ビニールカーテン(受付などへ設置)、配達用自転車・バッグ、レイアウト変更に伴う新たなイス・机、マイクロフォン・拡声器、消毒液設置台

※その他、生活関連施設等感染予防対策強化のための機器購入に資するもので知事が認めるもの(随時追加しますので、対象か迷う場合は事務局へご相談ください)

用途	品名
滅菌	手指消毒液・消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム、界面活性剤含有の洗浄剤、次亜塩素酸水
手洗い	ペーパータオル、薬用液体石けん
接触防止	フェイスシールド、使い捨てコップ、使い捨てスリッパ、使い捨てブラシ、マスク、使い捨て手袋、三密防止など啓発チラシ・ポスター等、行列回避のための足下表示シール

※その他、生活関連施設等感染予防対策強化のための機器購入に資するもので知事が認めるもの(随時追加しますので、対象か迷う場合は事務局へご相談ください)

留意事項	
空気清浄機	JIS規格で0.3μmの粒子に対して99.97%の捕集ができるエアフィルタ(HEPAフィルタ)搭載の空気清浄機など、メーカー名、型番等から感染予防の効果があると考えられるものが対象です。空気中のウイルスを低減させる効果が認められない一般的な空気清浄機は対象となりません。
エアコン	換気機能付き、空気清浄機能付きなど、メーカー名、型番等から感染予防の効果があると考えられるものが対象です。一般的なエアコンは室内の空気を循環させ「冷房」「暖房」を目的として使用するものであり対象となりません。
感染対策が主たる目的でないもの	通常業務に利用するパソコン、スマートフォン、タブレット端末、自動車や抗菌機能が付加された洗濯機、乾燥機、掃除機など汎用性があるものは原則として対象となりません。感染予防対策のために特別な理由がある場合は、申請書にその旨をご記載ください。
客が立ち入らない場所に設置、使用するもの	消費者、利用者が立ち入らない管理事務所、更衣室、倉庫、従業員専用トイレなどに設置する備品・消耗品は対象となりません。

厚生労働省から注意喚起されているものは、感染予防の効果について、現段階においては客観性及び合理性を欠くものがあるので、対象にならない場合があります。